

規定する投資事業有限責任組合であつて、地域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。(以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資(当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。)

六 単独で又は民間事業者と共同して、特定組合の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行ふこと(以下「特定経営管理」という。)。

七 債権買取り等又は特定債権買取りに係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

八 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

九 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十一 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

十二 機構は、前項第十一号に掲げる業務を當もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

十三 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者(再生支援対象事業者、特定支援対象事業者、特定専門家派遣対象機関、対象特定組合及び特定経営管理に係る株式会社(第三十三条第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。)を除く。)の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

(銀行法等の規定の適用)

第二十三条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とす

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権等の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第一条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第二十四条第一項、第二十八条第一項において準用する信託業務の兼営等に関する法律並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十五条の二(第一号に係る部分に限る。)、第十七条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)及び第二十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 機構が資金業法第二条第二項に規定する資金業者から債権買取り等又は特定債権買取りを行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二節 支援基準

第二十四条 主務大臣は、機構が、第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(これらの業務に関連する同項第七号から第十一号までに掲げる業務を含む。)の実施による事業の再生の支援(以下「再生支援」という。)並びに同項第三号に掲げる業務(当該業務に関連する同項第七号及び第九号から第十一号までに掲げる業務を含む。)の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援(以下「特定支援」といいう。)をするかどうかを決定するに当たつて従るべき基準並びに次に掲げる業務を行なうかどうかを決定するに当たつて従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、國又は地方公共團体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資している法人(國又は地方公共団体がその經營を實質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。)

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他國又は地方公共団体がその經營を實質的に支配することが可能な關係にあるものとして政令で定める法人

5 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者に

べきかどうかの決定を行わなければならぬ。

6

6 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

7 機構は、再生支援決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

8 再生支援決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行なうことができる。

9

9 機構は、再生支援決定を行つたときは、直ちに、その対象となつた事業者(以下「再生支援対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下この項及び次項、次条、第二十八条第一項及び第三項、第三十条第二項、第三十二条第一項第三号及び第二項並びに第三十五条第一項第二号において「関係金融機関等」という。)に対し、再生支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(次条、第二十八条第一項、第三十条並びに第三十二条第一項第一号、第三号及び第四号において「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げ

再生を図ろうとするもの(次に掲げる法人を除く。)は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一 資本金の額若しくは出資の總額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者(再生支援による事業の再生が困難なれば、当該事業者のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用機能の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認めるもの)を除く。)

政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関)に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「再生支援決定」という。)を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(第二十八条第二項、第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項第三号において「必要債権額」という。)及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

三 前号に掲げるもののほか、國又は地方公共團体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資している法人(國又は地方公共団体がその經營を實質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。)

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他國又は地方公共団体がその經營を實質的に支配することが可能な關係にあるものとして政令で定める法人

5 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者に

べきかどうかの決定を行わなければならぬ。

6 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

7 機構は、再生支援決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

8 再生支援決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行なうことができる。

9

9 機構は、再生支援決定を行つたときは、直ちに、その対象となつた事業者(以下「再生支援対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下この項及び次項、次条、第二十八条第一項及び第三項、第三十条第二項、第三十二条第一項第三号及び第二項並びに第三十五条第一項第二号において「関係金融機関等」という。)に対し、再生支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(次条、第二十八条第一項、第三十条並びに第三十二条第一項第一号、第三号及び第四号において「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げ

三 第三節 業務の実施

一 債権買取り等

二 特定債権買取り

三 特定専門家派遣

四 特定組合出資

五 特定経営管理

六 単独で又は民間事業者と共同して、特定組合の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行ふこと(以下「特定経営管理」という。)。

七 債権買取り等又は特定債権買取りに係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

八 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

九 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十一 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

十二 機構は、前項第十一号に掲げる業務を當もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

十三 機構は、第一項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、その業務の遂行に支障のない範囲内で、事業者(再生支援対象事業者、特定支援対象事業者、特定専門家派遣対象機関、対象特定組合及び特定経営管理に係る株式会社(第三十三条第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。)を除く。)の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うことができる。

(銀行法等の規定の適用)

第二十三条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とす

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権等の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を

三 第二十五条 過大な債務を負っている事業者であつて、債権者その他の者と協力してその事業の

2 第二十五条 過大な債務を負っている事業者であつて、債権者その他の者と協力してその事業の

おける弁済計画についての労働者との協議の状況その他の状況に配慮しなければならない。

機構は、特定支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

機構は、特定支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

特定支援決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(買取申込み等の求め)

第三十二条の三 機構は、特定支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となつた事業者（以下「特定支援対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち弁済計画に基づく特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理のために協力を求める必要があると認められるもの（以下この項及び次項、次条、第三十二条の五第一項及び第三項、第三十二条の七第二項並びに第三十二条の八第一項第三号及び第二項において「関係金融機関等」という。）に対し、特定支援決定の日から起算して三ヶ月以内で機構が定める期間（次条、第三十二条の五第一項、第三十二条の七並びに第三十二条の八第一項第三号及び第四号において「買取申込み等期間」という。）内に、当該関係金融機関等が特定支援対象事業者に対して有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答（第三十二条の五第一項から第三項まで、第三十二条の七第一項及び第二項並びに第三十二条の八第一項第一号及び第三号並びに第二項において「買取申込み等」という。）をす るよう求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするよう求めめる方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするよう求めめる方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするよう求めめる方法のいずれかにより行うものとする。

一 債権の買取りの申込み

二 弁済計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意

2 前項の関係金融機関等に対する求めは、特定支援決定を行つた旨の通知及び弁済計画を添付して行わなければならない。

3 第一項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第三十二条の四 機構は、関係金融機関等が特定支援対象事業者及びその代表者等に対し債権（代表者等に対する債権にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。）の回収その他主務省令で定める債権としての権利の行使（以下この項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等」という。）をすることにより、買取申込み等時間が満了する前に特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理の円滑な実施が困難となるおそれがあると認められるとき、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等時間が満了するまでの間、回収等をしないことの要請（次項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等停止要請」という。）をしなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等時間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第三十二条の八第一項第三号の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取価格)

第三十二条の六 機構が特定債権買取りを行う場合の価格は、特定支援決定に係る弁済計画を勘案した適正な時価を上回つてはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第三十二条の七 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるもの（以下この項及び第三十二条の三第一項第二号を参照）をしなければならない。

(買取決定)

第三十二条の五 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があつたときは、速やかに、それぞれの買取申込み等（第三十二条の三第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。）に対し、支援基準に従つて、特定債権買取りをするかどうかを決定しなければならない。

(買取申込み等期間)

第三十二条の八 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、特定支援決定を撤回しなければならない。

(特定支援決定の撤回)

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるもの（額及び第三十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第

項第二号に掲げる同意に係るもの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行つてはならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行つたことにより、他の関係金融機関等による買取申込等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないに。

(回収等停止要請)

4 機構は、買取決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(買取価格)

第三十二条の六 機構が特定債権買取りを行う場合の価格は、特定支援決定に係る弁済計画を勘案した適正な時価を上回つてはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第三十二条の七 機構は、買取申込み等をした債権のうち、買取りをすることができると見込まれるもの（以下この項及び第三十二条の三第一項第二号を参照）をしなければならない。

(買取決定)

第三十二条の五 機構は、買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等の期間の末日は、特定支援決定の日から起算して三ヶ月以内でなければならぬ。

(買取申込み等の期間の延長)

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするよう求めなければならない。

(買取申込み等の期間の延長)

3 第三十二条の三第三項、第三十二条の四から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは、「延長をした買取申込み等期間」と、第三十二条の四第一項中「前条第一項前段」とあるのは、「第三十条の七第二項」と読み替えるものとする。

(特定支援決定の撤回)

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

(買取申込み等の期間の延長)

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定により、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次条第三項及び第六十一条第三項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

(買取申込み等の期間の延長)

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

二 買取決定を行わなかつたとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行つたことにより、他の関係金融機関等による買取申込等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになつたとき。

(特定組合出資決定等)

四 買取申込み等期間内に、特定支援対象事業者の代表者等が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

(特定専門家派遣に係る決定)

5 機構は、前項の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、特定支援対象事業者及びその代表者等並びに関係金融機関等（同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等）に對し、その旨を通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

6 機構は、前項の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等（同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等）に對し、その旨を通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

7 機構は、前項の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等（同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等）に對し、その旨を通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

8 機構は、前項の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等（同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等）に對し、その旨を通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

9 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

10 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

11 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

12 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

13 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

14 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

15 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

16 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

17 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

18 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定組合出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした特定組合の無限責任組合員に通知しなければならない。

5 機構は、特定組合出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第二号において「特定組合出資決定」という。）を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6 特定組合出資決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならぬ。
(特定経営管理決定等)

第三十二条の十一 機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従つて、特定経営管理をする旨の決定（以下「特定経営管理決定」という。）を行わなければならぬ。

2 機構は、特定経営管理決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

3 特定経営管理決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならぬ。

4 機構は、特定組合の無限責任組合員が特定経営管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。
(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 機構は、再生支援対象事業者等に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めることのできることができる。

る期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならない。

一 再生支援決定又は特定支援決定 決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の一第七項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行つた場合は、令和十三年三月三十一日まで）で、かつ、できる限り短い期間

二 特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定をいう。）特定組合出資決定又は特定経営管理決定 これらの決定の日から令和十三年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行つた場合は、令和十三年三月三十一日まで）でなければならぬ。

4 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行つた場合は、令和十三年三月三十一日まで）でなければならぬ。

（公表）

第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行つたことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

（償還すべき社債の金額の減額に関する機構の確認）

第三十四条の二 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従つて事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであるとの確認を求めることができる。

2 機構は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。

（社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例）

第三十四条の三 裁判所は、前条第一項の規定により、機構が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。

係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第三十五条 再生支援対象事業者に係る再生支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該再生支援対象事業者に資金の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することとの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、再生支援対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 再生支援対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第六条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等(以下「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること(当該事業再生計画に、機構等が再生支援対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。)。

3 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該再生支援対象事業者に係る買取決定等を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

る買取決定等の時から当該再生支援対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該再生支援対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該再生支援対象事業者の債務を免除している場合に限る)において、前条第一項の規定により機構が確認を行つた貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第一百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、再生支援対象事業者の債務の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従つて再生支援対象事業者の債務を免除していること及びその額

裁判所は、前項に規定する差が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

(更生手続についての準用)

第三十七条 前条の規定は、機構が再生支援対象事業者に係る買取決定等の時から当該再生支援対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該再生支援対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該再生支援対象事業者の債務を免除している場合に限る)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件」(会社更生法(平成十四年法律第二百五十四条))第二条第三項に規定する更生事件をいう。」と、「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更生債権」(同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。)とこれと同一の種類の他の更生債権」と、「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、「民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)」第一百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第六百六十八条第一項ただし書」と、同条第二項中「再生計画案」とあ

(地域経済活性化支援勘定の廃止)
第五十六条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、地域経済活性化支援勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により地域経済活性化支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び第五十四条の規定により拠出金を拠出する。

3 預金保険機構は、第一項の規定により地域経済活性化支援勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにより資本金を減少するものとする。

第五十七条 第五十二条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。
(預金保険法の特例)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

第五十九条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

(課税の特例)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

第六十条 機構が第二十二条第一項第一号に掲げる債権の買取りの業務、同項第二号イに掲げる資金の貸付けの業務又は特定債権買取りの業務に伴い不動産に関する権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得をした場合には、当該不動産権利等の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(産業競争力強化法との関係)

第六十二条 機構は、その業務の実施に当たつては、預金保険機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者(産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

(金融機関等との連携)

第六十三条 機構は、その業務の実施に当たつては、預金保険機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者(産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

(金融機関等との連携)

第六十四条 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たつては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。

(政策金融機関等の協力等)

第六十五条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十二条第一項に規定する買取申込み等又は第三十二条の三第一項に規定する買取申込み等をするように求めた場合において、これらの買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、これららの買取申込み等が第二十六条第一項第二号に掲げる同意又は第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合に、これらの同意に係る事業再生計画又は弁済計画に従つて再生支援を受けたことが当該小企業者の事業の再生を行つたために有効であると認めるときは、その旨を明瞭にした書面を当該中小企業者に交付して、機構に対しても再生支援の申込みをすることを促すことができる。

第六十六条 一般社団法人又は一般財團法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画又は弁済計画に従つて再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

第六十七条 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又は、必要に応じ、再生支援対象事業者に対し、産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれをを行うよう努めなければならない。

第六十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、産業競争力強化法第二百四十四条第一号(同法第三十四条第二項第一号に係る部分に限る。)の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、中小企業者に対し指導又は助言を行うに際し、機構による再生支援を受けることが当該合を含む。)とある。

第六十九条 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十二条第一項に規定する買取申込み等又は第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意又は第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意をする旨のものであつた場合に、これらの同意に係る事業再生計画又は弁済計画に従つて再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務を免除する場合に、これがに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各府の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務を免除する場合に、当たつては、再生支援対象事業者の事業の再生又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務を免除する場合に、これがに基づく権限の行使(財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)に

臣とする。ただし、第二十四条、第二十五条第一項第一号、第七項及び第八項、第二十八条第二項、第三十一条第二項、第三十二条の二第六項及び第七項、第三十二条の五第四項、第三十

四項、第三十一条第二項、第三十二条の二第六項及び第七項、第三十二条の五第四項、第三十

二項、第三十二条の五第四項、第三十

二項及び第五十四条の規定により地域経済活性化支援勘定を廃止した場合において、その

債務を弁済してなお残余財産があるときは、運

営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、

政府及び第五十四条の規定により拠出金を拠出

する。

2 預金保険機構は、前項の規定により地域経

済活性化支援勘定を廃止した場合において、その

債務を弁済してなお残余財産があるときは、運

営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、

政府及び第五十四条の規定により拠出金を拠出

する。

3 預金保険機構は、第一項の規定により地域経

済活性化支援勘定を廃止したときは、預金保険

機構の資本金のうち政府の出資に係るものによ

り資本金を減少するものとする。

(預金保険法の特例)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・総

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

(権限の委任)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・總

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

(課税の特例)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・總

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

(権限の委任)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・總

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

(課税の特例)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・總

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

(権限の委任)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・總

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

(課税の特例)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・總

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

(権限の委任)

3 この法律における主務省令は、内閣府令・總

務省令・財務省令・經濟産業省令とする。

雜則

(主務大臣)

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び經濟産業大臣

にするとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力) 機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生を円滑に推進するため協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十四項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図る観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。

第六十八章 罰則 第六十八条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしてたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を徴収する。

第六十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十条 第六十一条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第七十一条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職についた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、募集株式を引き受けける者の募集をしたとき。

二 第二十条第一項又は第四項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

四 第三十九条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

五 第四十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

六 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

七 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十四条 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に地域経済活性化支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 第五条第一項、第二章、第十三条、第二十一条、第二十四条、第八章、第五十八条及び第五十九条並びに附則第七条及び第九条の規定

二 附則第八条の規定 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)の施行の日又はこの法律の施行の日

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則 (平成二三年五月二十五日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則 (平成二三年五月二十五日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則 (平成二三年五月二十五日法律第四八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

二 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に企業再生支援機構という文字を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

附 則 (平成二一年四月三十日法律第二九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 附則第二十八条の規定 株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という)のいずれか遅い日

二 附則第二十九条の規定 (平成二三年五月一日法律第三十七条) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 附則 (平成二三年五月一日法律第三十七条) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

二 附則 (平成二五年三月六日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

三 附則 (平成二五年三月六日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日以後に新法第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをする事業者について適用し、同日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法(以下「旧法」という)第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをした事業者については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の株式会社企業再生支援機構法(以下「新法」という)第二十五条第一項の規定は、前項ただし書の政令で定める日以後に新法第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをする事業者について適用し、同日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法(以下「旧法」という)第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをした事業者については、新法第二十五条第十項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第三項の規定を適用する。

2 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

3 附 則 (平成二五年三月六日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

二 附則 (平成二五年三月六日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

三 附則 (平成二五年三月六日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。)」を加える部分に限る)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

3

施行日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法（以下「旧法」という。）第二十五条第一項の申込みをした事業者（この法律の施行の際現に対象事業者（旧法第二十二条第一項第一号に規定する対象事業者をいう。）である者（以下「施行時対象事業者」という。）を除く。）については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

（検討）

三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

五号 抄

附 則（平成二五年六月一九日法律第四

加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に二項を加える改正規定及び同法第五十二条の二

て同じ。」の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）第十九条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日）第一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第一項、第七十九条の五十五第四項及び第五项、第七十九条の五十五第二項並びに第一百八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定定、第十六条中金融商品取引法第七十九条の四十一項、第七十九条の五十五第四項及び第一百八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定定、第十六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第一百五项、第二百四十九条の三並びに第二百六十五项、第二百四十九条の二十八第一項の改正規定、第十七条の規定（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。）、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十一条の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十七条第二項の改正規定を除く。）、第三十三条及び第三十四条の規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

て同じ。」の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四
五号）抄

(施行期日)

三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

化支援委員会が行うものとする。
旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

施行日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法（以下「旧法」という。）第二十五条第一項の申込みをした事業者（この法律の施行の際現に対象事業者（旧法第二十二条第一項第一号に規定する対象事業者をいう。）である者（以下「施行時対象事業者」という。）を除く。）については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生の支援（当該支援に係る債権又は株式若しくは持分の処分を含む。）については、なお前項の例による。この場合において、従前の企業再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

ら第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条（犯罪利用預金口座等による資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十一条の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第七条第二項の改正規定を除く。）、第三十三条及び第三十四条の規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条においてい

(政令への委任)
第三十七条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつる。
規定によりなお従前の例によることとされる場合は、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用を今後も行なうことを規定する。(政令で定める。)
附 則 (平成二五年一二月一一日法律第八号)
(施行期日) **○号** 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項及び第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年五月一六日法律第七号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項及び第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
第二条 この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法(以下この項において「新法」という。)第二十二条第一項第四号及び第三十二条の九第一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第三十二条の九第一項の規定による特定信託引受けの申込みをする事業者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二第一項の規定による特定信託引受けの申込みをした事業者については、なお従前の例によつる。
2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3 前二項に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第三条		政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 （平成二六年六月二七日法律第九一号）抄		
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。		
附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。	（施行期日）
附 則 （平成三〇年五月二三日法律第二六号）抄	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）
一 略		
二 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定	（施行期日）	（施行期日）
の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日		
附 則 （平成三〇年五月二三日法律第二七号）	（施行期日）	（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。		
2 （経過措置）		
この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前にこの法律による改正前の株式会社地域経済活性化支援機構法（同項において「旧法」という。）第二十五条第八項ただし書の認可を受けた事業者については、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「新法」という。）第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。		
3 施行日前に旧法第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けた事業者及びその代表者等については、新法第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。		

- 4 (検討)
政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和二年六月一九日法律第五七号）

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

- 1 (政令への委任) この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

- 3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日) この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

(施行期日) この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二二七項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

(罰則に関する経過措置)

- 第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十二条 (検討)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七十三条 (検討)

政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものと戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定

定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日